



## Chapter ① 預金の受入れ

1	取引時確認	2
2	預金取引の相手方—高齢者	7
3	預金取引の相手方—外国人	11
4	預金の成立	14
5	現金の受入れ	18
6	他店券の受入れ	22
7	第三者名義預金の受入れ	26
8	外貨預金の受入れ	30
9	預金の受入れとペイオフ	36

## Chapter ② 預金の管理

1	通帳の紛失申出と支払請求	44
2	預金の名義変更(譲渡)	48



3	自動支払口座の残高不足 .....	52
4	預金に対する差押え .....	56
5	預金取引の照会 .....	60
6	「振り込め詐欺」の振込口座凍結と振り込め詐欺救済法 .....	64
7	時効預金の払戻請求 .....	68

## Chapter ③ 預金の相続

1	預金者の死亡を知らずにした支払 .....	76
2	相続預金の支払と未成年者 .....	80
3	自己の相続分の払戻請求 .....	84
4	相続預金からの葬儀費用の支払 .....	88
5	行方不明の相続人の取扱い .....	92
6	遺言と相続預金 .....	96

- 
- ▶コラム CSとは何か① 窓口受付機 (40)
  - ▶コラム CSとは何か② 高齢化社会 (72)
-

## 4 預金の成立

### ●カウンター上の現金が盗まれてしまったが銀行の責任は……



この現金を普通預金に入金してください。

顧客は現金と通帳をカウンターの上に置いた。

かしこまりました。……お客様、申し訳ございませんが、この入金伝票に口座番号とお名前、金額をご記入いただきたいのですが。

お客様はカウンター上の現金を横にずらして入金伝票に記入し始めた。

お客様が書き終えるまでの間、窓口係は多忙なため、下を向いて事務処理をしていた。

お客様が「ではよろしくお願いします」と言って、現金と通帳および入金伝票をカウンターの前に差し出すと、窓口係は、「かしこまりました」と顔を上げて答えたため、お客様は窓口係が了解したものと思い、その場を立ち去った。

ところが、窓口係は、応答したものの、カウンター上の現金等を放置したまま、やり残した事務を処理しようと下を向いた瞬間、突然、2人組の泥棒にその現金を盗取されてしまった。

窓口係の悲鳴で気づいた職員が追跡したが、見失ってしまった。

# カウンター上の現金が盗まれてしまったときの銀行の責任は？



## 法 務 解 説

### 1 窓口入金と預金の成立時期

一般的な解釈によれば、現金による窓口入金の場合、いつ預金として成立するかについては、窓口係員が入金額を計算して確認し終わった時だとされています。もっとも他店券

入金の場合には、取立が完了し、銀行が決済を確認するまでは預金者の支払資金にはなりません。

預金契約が民法上の契約の類型から言えば、普通預金については準委任契約（民法656条）という側面もあるといわれていますが、消費寄託（同657条）であることには変わりがありません。消費寄託は要物契約ですので、現実には物（現金）を預かった時に契約が成立することになります。当座勘定契約も、手形・小切手の支払委託契約（準委任契約）ですが、この勘定に預け入れた当座預金自体は、消費寄託契約による預金債権です。

そうしますと、預金目的のためにカウンター上に現金等が置かれただけでは、銀行がこれを確認し、「預った」わけではありませんので、いまだ預金契約は成立していません。銀行の現金が盗取されたのではなく、顧客の現金が盗取されたということになります。

なお、銀行の夜間金庫に投入された現金は、銀行が指定の預金口座に受け入れる手続きを行った時に預金契約が成立すると判示した下級審裁判例（大阪高判平成20・5・29金融法務事情1845号58頁）も、同様の考え方をとったものです。

### 2 カウンター上の現金盗取と銀行の責任

それでは、この事例のように、窓口係が応答後、カウンター上の現金が盗取されてしまった場合、法律上の責任はどうなるのでしょうか。この点については、類似の事件に関する有名な判例（大判大正12・11・20法律新聞2226号4頁・後掲〔参考〕参照）があります。

この事件は一般に「窓口一寸事件」と称されていますが、まず、預金契約については、銀行が現金を受け取っていない以上、不成立であるとしています。つまり、カウンター上の現金は顧客のものということになります。

問題は、窓口係が応答した後、現金が盗取された場合の銀行の責任についてで

すが、この点も銀行に責任はないと言っています。しかし、この事件の控訴審では、銀行に保管責任を認め、それを怠ったことに対し賠償を命じました。実務の指針としては、控訴審判断に従って処理するのが妥当であり、応答した以上、以後銀行に責任があると考えて安全保管に努めるべきでしょう。



## 実務解説

顧客がカウンター上に黙って現金を置いたため、たまたま下を向いて事務処理をしていた窓口係がこれに気づかず、その瞬間に盗取されたような場合はともかく、顧客がお願いしますとって現金を差し出しているのに、忙しいからといって、これをただちに確認し

ないばかりか、盗取されない場所に移動させることもしないで、残りの事務を処理するために下を向くような行為は、責められてしかるべきです。

窓口係の使命は、面前の顧客との対応を第一にして、顧客の立場にたって顧客サービスに努めることです。また、遅れている残務処理を早くしなければという気持ちもわからないではないですが、「現金その場限り」ですから、差し出された現金は顧客の面前で確認することを最優先にすべきです。



このような盗取事故を防止するためには、応答と同時に顧客が差し出した現金を確認して処理するか、あるいはすぐに処理できなければ、安全な場所に移動させるべきです。少なくともこうしておかなければ、現金が盗取され

た場合には、銀行の保管責任が問われ、賠償を命じられるおそれがあります。

なお、渉外係が預金の目的で顧客から現金を収集した場合、預金の成立時期について、下級審判例は、所定の預金受入手続が完了しない間は単純な金銭所有権の移転が生じたにとどまり、預金契約が生じたことにはならないとするものと、渉外係が預金とする趣旨で受け取った時に預金契約が成立するとするものがあります。これについて最高裁（最判昭和58・1・25金融法務事情1034号41頁）は、預金の受入れについての権限を有する支店長が、定期預金とする趣旨で顧客から金員を受領した場合

には、これにより右預金契約が成立し、爾後の金員収納に関する処理は、右の結果（預金の成立）に影響を及ぼさないとしています。

しかし、社内規定上は支店長以外に預金を受け入れる権限がないとしても、渉外係は支店長の代理人として預金の受入れを任されていると解されるでしょうから、渉外係が預金の目的で顧客から現金を集金した後、帰店の途中で暴漢に襲われ強奪された場合には、預金成立後に強奪されたものと解され、銀行は預金契約にもとづく支払義務を負担することになります。

なお、渉外係が帰店して入金手続を完了したときに預金契約が成立するものと解されたとしても、帰店途中で不可抗力によって強奪されたような場合はともかく、渉外係の故意・過失によって現金を喪失したために預金成立しなかった場合には、銀行が渉外係の不法行為による使用者責任を問われ、損害賠償責任を追及されることになります。

#### 〔参考〕 窓口一寸事件

現金による窓口入金の場合に、預金契約がいつから成立するかという点については、有名な判例として「窓口一寸事件」というのがある。これは預金者が銀行の窓口で現金を差し出して預金の申出をしたのに対し、窓口の係員が預金者の申出に対し一応うなずいただけで、差し出された現金には手をふれなかった。その間に犯人が預金者に近づき、窓口には差し出されている現金をもって逃走したという事件である。

この事件において、原審では、銀行の職員が現金の点検などの手続きを終了していないから預金としての消費寄託契約は成立せず、ただ、窓口には差し出された現金につき預金とは異なる一種の寄託関係が成立するので、この現金について銀行は善良なる管理者の注意義務をもって保管する義務があるとし、その保管義務違反を理由として銀行の損害賠償責任を認めた。

これに対し、大審院は、原審判決のいう一種の寄託関係というのは何を意味するのか明確ではなく、また、預金者は消費寄託の申入をなしたのものにもかかわらずこれと異なる単純寄託が成立する事由がどこにあるのか、さらに寄託関係が成立したというためには当事者間において寄託物の引渡、すなわち占有の移転がなければならないのであるが、本件においてはこのような事実は認められないとして原審判決を破棄差戻している（大判大正12・11・20法律新聞2226号4頁）。

## 相続預金の支払と未成年者

### ●相続人の中に未成年者がいるが……



いらっしゃいませ。あー、Aさん、ご主人様がお亡くなりになったとお聞きしております。まことにご愁傷さまでした。

ええ、主人の葬儀には支店長さんまでご参列いただきまして、本当にありがとうございました。突然の交通事故でしたでしょう。あの時は本当に気が動転してしまいました。幸い、長女が今年の春から、大学を卒業して就職しております、家の手助けもすると言ってくれていますし。ただ、長男がこれから大学受験なんです。私も、パートに出ようと思っています。

それで、今日うかがったのは主人の預金のことなんですが、いったん全額を払戻したいのです。長女も一緒に来ております。戸籍謄本（除籍謄本）も持参しました。

ご長男様はご一緒にお越しになっていないんでしょうか？

はい。私が親権者ですから、代理人ということでは駄目なんじゃないですか？

えーと、そうですね？ でも、遺産分割協議書は作成されていないんでしょうか？

遺産分割協議書がないと払戻しができないということなんですか？ 法律どおりに相続したいと思っているのですが。

そうですか。では、預金課長に聞いてまいりますので、少々お待ちください。

## 相続人の中に未成年者がいる場合 親を代理人としてよいのでしょうか ?



### 法 務 解 説

#### 1 未成年の子の法律行為

相続預金を相続人に払い戻す場合には、相続人全員から依頼書（後掲書式参照）をもらう必要がありますが、相続人の中に未成年者がいる場合、未成年者は制限行為能力者（単独でなした法律行為は原則として取り消しができます）とされていますので（民法5条）、未成年者を相手に相続手続を行うことはできず、法定代理人を相手に手続を行わなければなりません。そして、民法824条によって、親権を行う者（父母）が子の財産を管理し、その財産に関する法律行為についてその子を代理することになります。したがって、通常の銀行取引では、親権者が子の法定代理人となり、親を相手方として取引することになっています。

#### 2 利益相反行為

利益相反行為にあたるかどうかは、その行為の外形から客観的に判断すべきと解するのが判例です。

そうしますと、本事例のように、遺産分割協議書を作成するにあたり、相続人に配偶者と未成年の子がいる場合、未成年の子と親権者との利益が相反する（親権者の取り分を増やせば、子の取り分が減ることになります）場合にあたりますから、親権者は家庭裁判所に子のために特別代理人（裁判所が選任した代理人をいいます）を選任することを請求しなければなりません（民法826条）。

ただし、遺産分割協議前であるならば、事例の場合では、配偶者、成年の子と未成年の子の連名による依頼書をもらって、預金の払戻しをすればよいので、実務上は簡単といえます。つまり、預金債権を現金の形に変えること自体は、親権者と未成年者との利益が相反する行為ではないからです。

また、預金の名義変更をする場合には、法定相続分で分割のうえ、配偶者と子の預金名義にそれぞれ変更するだけであれば利益相反にならないと解されますが、